

第24期第37回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和5年6月5日(月曜日) 13:30~14:30

(2) 会議の場所 市庁舎5階 大会議室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

| | | | |
|------|-------|------|-------|
| 第1番 | 片上和彦 | 第12番 | 小野春雄 |
| 第2番 | 岡田充 | 第13番 | 曾我部英敏 |
| 第3番 | 藤田幸正 | 第14番 | 伊藤繁次郎 |
| 第4番 | 村上壽一 | 第15番 | 土岐若水 |
| 第5番 | 塩見敏夫 | 第18番 | 松木ワカ子 |
| 第6番 | 寺尾俊行 | 第19番 | 山口三七夫 |
| 第7番 | 横井直次 | | |
| 第8番 | 藤田健太郎 | | |
| 第9番 | 宇野賀津美 | | |
| 第10番 | 古川一豊 | | |

(2) 農地利用最適化推進委員

| | | | |
|------|------|------|------|
| 第3番 | 加藤宏司 | 第4番 | 岩崎紀生 |
| 第7番 | 高橋眞次 | 第8番 | 藤田隆 |
| 第9番 | 田坂健次 | 第10番 | 眞鍋哲哉 |
| 第11番 | 竹林義孝 | 第12番 | 池田辰夫 |
| 第14番 | 神野鉄治 | | |

(3) 欠席委員 8人

| | | | |
|------|------|------|------|
| 第11番 | 高橋征三 | 第16番 | 伊藤慎吾 |
| 第17番 | 渡邊勝俊 | 第1番 | 岡田悦明 |
| 第2番 | 安藤育雄 | 第5番 | 小野義尚 |
| 第6番 | 井下八郎 | 第13番 | 高橋秀実 |

3 会議に出席した事務局職員

| | | | |
|------|------|----------|------|
| 事務局長 | 原道樹 | 事務局次長 | 藤田美保 |
| 農政係長 | 中島康治 | 主任 | 井上貴清 |
| 専門員 | 和田昌志 | 会計年度任用職員 | 東聖也 |

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について



13時30分開会

【原事務局長】

ご起立ください。礼。ご着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況をご報告いたします。農業委員16人、推進委員9人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることをご報告いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

【藤田会長】

皆さんこんにちは。

今日は、梅雨の晴れ間ということで、皆さん大変お忙しいのではないのでしょうか。今日は委員8名の方が、他の用事があり欠席ということでもあります。一番忙しい時にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

二十四節気では、芒種とって、芒のある植物の種をまく頃と言われております。

大変お忙しいと思いますが、本日もよろしく願いいたします。

それでは、ただいまから第37回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず本日の議案につきましては、農地関係が議案第1号から議案第5号まで、農政関係は「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、小野春雄委員さんと曾我部英敏委員さんを指名いたします。両委員さんよろしく願いいたします。

これより、農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中第1号から第2号までは決議事項、第3号から第5号までは意見事項となっております。加えまして報告事項が2件、参考事項が1件ございます。

それではまず1ページをご覧ください。

議案第1号「農地の使用貸借権設定について」を議題に供します。

事務局から議案の説明を願います。

【井上主任】

議案第1号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の使用貸借権設定で、申請件数は1件です。

2ページをお開きください。

2番、萩生字岸ノ下、田1筆、面積1,166㎡、譲受人は市内在住1-1さん。

譲受人は現在8反6畝ほどの農地を家族で耕作しており、今回、経営規模拡大を図る目的で申請地を借り受けるため農地法第3条による申請が提出されたもので、作付けは水稻を予定しております。

以上の案件につきましては、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙1の調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

【藤田会長】

ただいまの説明にかかる現地調査の結果並びに補足説明につきましては、地元委員の竹林義孝委員さんからご報告をお願いいたします。

【竹林委員】

5月21日に現地を調査いたしました。

申請地は、北側と東側につきましては1.5m以上の大きな用水路があります。また、南側はブロックで囲まれた、1筆の農地でありました。

今回の譲受人は、経営規模拡大のため使用貸借するものでこれまでも水田として利用されていたそうです。地域の調和要件につきましても特に問題ないので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、2番について質疑に入ります。

ご意見、ご質問はございませんか。

《なしの声あり》

ないようですので、原案の通り決定してよろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

議案第1号「農地の使用貸借権設定について」を原案の通り決定させていただきます。

それでは3ページをご覧ください。

議案第2号「農地の所有権移転について」を議題に供します。

事務局から議案の説明を願います。

【井上主任】

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、申請件数は3件です。

4ページをお開きください。

10番、光明寺一丁目、畑2筆、合計面積1,209㎡、譲受人は県外在住の2-1さん。

譲受人は、現在県外に居住していますが市内に移住予定であり、今回、新規に営農を開始する目的で、移住予定地に近い申請地について贈与を受けるため、農地法第3条による申請が提出されたもので、作付けは果樹及び季節野菜を予定しております。

11番、萩生字本郷、畑1筆、面積704㎡、譲受人は市内在住の2-2さん。

譲受人は、現在4畝ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を図る目的で申請地を

取得するため、農地法第 3 条による申請が提出されたもので、作付けは季節野菜を予定しております。

5 ページをご覧ください。

12 番、角野新田町一丁目及び船木字高祖、畑 3 筆、合計面積 1,948 m²、譲受人は市内在住の 2-3 さん。

譲受人は、これまで家族の耕作の手伝いを行っており、今回、自身で新規に営農を開始するにあたり、申請地を取得するため、農地法第 3 条による申請が提出されたもので、作付けは季節野菜を予定しております。

以上、10 番から 12 番までのいずれの案件につきましても、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙 2 の調査書に記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

ご審議の程よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ただいまの説明にかかる現地調査の結果並びに補足説明につきましては、10 番は田坂健次委員さんから、11 番は地元委員の高橋秀実委員さんが欠席のため事務局から、12 番は小野春雄委員さん及び藤田隆委員さんからそれぞれご報告を願います。それではまず、田坂委員さんお願いいたします。

【田坂委員】

では、ご報告いたします。

まず申請内容ですが、これは世代交代のために名義変更するという事で申請がなされています。申請地に関しては、2 筆あります。畑 1 筆のところは草刈りを今も綺麗にしている、管理が行き届いています。

もう 1 筆の畑ですが、こちらは親族で協力して季節野菜を収穫している状況で、今年も引き続き耕作しており、作業内容については変更ないです。

農業関係の行事に関しても積極的に参加しており、周辺地域との調和も問題ないことを報告いたします。

ご審議よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございます。

続きまして、事務局お願いいたします。

【原事務局長】

地元委員さんであります高橋秀実委員より、申請地は現在耕作はされておりませんが、耕起されて、いつでも耕作できる状況であり、また譲受人の自宅に隣接し境界も明確であることから、地域との調和も特に問題ない旨の報告がありましたので、よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございます。

続いて、小野委員さんお願いします。

【小野委員】

5 ページの 12 番、角野新田町 1 丁目 747 ㎡、に関して報告させていただきたいと思えます。今回、贈与対象になっております息子さんの方へ、5 月 26 日にお邪魔しまして、調査をさせていただきました。

お父様が約 10 年近く野菜中心に生産されておられて、東北の東日本大震災の被災地の方へ、ボランティアで寄付を頑張っておられます。息子さんも一緒にご苦労されております。今回、父親から贈与という事で畑を引き継ぐのですが、本人さんも年間の労働日数もありますし、奥様も一緒に兼業でされております。地域の作業に関しましても、以前からずっと参加して、地域に貢献もしてくれていますし、今後の野菜作りも頑張る所存ということです。今回の申請に関しましては、支障ないということで、ご審議の方よろしくお願ひいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

続いて、藤田委員さんお願ひいたします。

【藤田委員】

報告します。5 月 21 日に現地でお話をしました。先ほど、小野委員さんの言われたように、現在 2 筆とも綺麗に耕作もされておりますし、境界等もはっきりしていて、周辺の影響もありません。

今後に関しても、変わらず家族で耕作するという事なので特に問題なしと考えます。ご審議のほどお願ひいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、10 番から 12 番までについて質疑に入ります。

ご意見、ご質問はございませんか。

《なしの声あり》

ないようですので、原案の通り決定してよろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

ご異議なしと認めます。

よって議案第 2 号「農地の所有権移転等について」は、原案の通り決定させていただきます。

それでは、6 ページをお開きください。

議案第3号「農地の転用について」と、13ページ、議案第5号「農地転用事業計画変更について」は、関連をしておりますので、一括して議題に供します。
事務局から議案の説明を願います。

【井上主任】

議案第3号は農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で申請件数は1件です。なお、先ほど会長から説明がありましたとおり、議案第5号の「農地転用事業計画変更申請について」も関係しておりますので併せて説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

8番、八雲町、田1筆、申請人は3-1さん。

内容は集合住宅用地2区画、一体利用地として用途廃止の水路9.56㎡があり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断されます。

なお、当該農地は令和4年9月1日付け農地法第5条許可にて取得した農地であることから14ページのとおり同時に計画変更申請についても提出されており、変更理由等については議案書に記載のとおりとなります。また、1,000㎡以上の土地に建築物を建設する計画であることから、都市計画法上の開発許可についても計画変更が申請されております。

当該事案につきましては申請書及び添付資料を確認し、変更事由が転用事業者の故意又は重大な過失ではなく、変更後の転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

ご審議の程よろしくお願いたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、議案第3号8番及び議案第5号3番について、質疑に入ります。

ご意見、ご質問はございませんか。

《なしの声あり》

ないようですので、原案の通り許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

ご異議なしと認めます。

よって議案第3号「農地の転用について」及び議案第5号「農地転用事業計画変更について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

それでは8ページをお開きください。

議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。

事務局から議案の説明を願います。

【井上主任】

議案第4号は農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で、申請件数は11件です。

9ページをご覧ください。

78番、外山町、田1筆、譲受人は4-1さん。

内容は自己住宅1戸72.87㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

79番、高田二丁目、田1筆、譲受人は4-2さん。

内容は自己住宅1戸85.29㎡、農地区分は農業振興地域整備計画の農用地域内農地からの除外がされており、その他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

80番、田の上三丁目、畑1筆、譲受人は4-3さん。

内容は自己住宅1戸54.65㎡、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

10ページをお開きください。

81番、大生院字岸影、畑1筆、譲受人は4-4さん外1名。

内容は賃貸共同住宅1棟217.06㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

82番、坂井町三丁目、畑1筆、譲受人は4-6さん。

内容は自己住宅1戸66.24㎡、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

83番、萩生字治良丸、畑2筆、譲受人は4-7さん。

内容は露天資材置場、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

11ページをご覧ください。

84番、田の上三丁目、畑1筆、譲受人は4-8さん。

内容は自己住宅1戸89.43㎡、一体利用地として宅地 174㎡があり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

85番、萩生字治良丸、田1筆、譲受人は4-9さん。

内容はキャンプ用品実演所及び駐車場、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

86番、桜木町、田1筆、譲受人は4-10さん。

内容は建売住宅4戸240.56㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、1,000㎡以上の土地に建築物を建設する予定であることから、都市計画法上の開発許可申請についても同時に申請されております。権利区分は所有権移転です。

12ページをお開きください。

87番、八幡一丁目、田2筆、譲受人は4-11さん外1名。

内容は自己住宅1戸118.41㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は使用貸借権で期間は永年です。

88番、上原三丁目、畑4筆、譲受人は4-13さん。

内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

以上、78番から88番までのいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。

【藤田会長】

ありがとうございました。
以上 78 番から 88 番までについて質疑に入ります。
ご意見、ご質問はございませんか。

《なしの声あり》

ないようですので、原案の通り許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

ご異議なしと認めます。
よって、議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。
それでは、15 ページをお開きください。
「農地法第6条第1項の規定に基づく農地所有者適格者法人の報告について」を事務局から報告を願います。

【井上主任】

農地法第6条第1項に基づく農地所有適格法人の事業報告につきましては、3番及び4番の2件でございます。
3番5-1さん及び4番5-2さんからそれぞれ農地所有適格法人報告書が提出され、いずれも議案書に記載の通り農地法で定める農地所有適格法人として必要な要件をすべて満たしており、適正に運営されていることを確認しましたのでご報告いたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。
続きまして、16 ページをお開きください。
「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を事務局から報告を願います。

【藤田次長】

引き続き農業経営を行っている旨の証明について、ご報告いたします。
租税特別措置法第70条の6第32項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている旨の証明願です。
納税猶予の特例を受けている農業相続人は、納税猶予期間中3年ごとに、引き続き納税猶予農業経営を行っている旨の証明等を添えて、税務署に届け出ることとなっております。

16 ページをご覧ください。

第3番、4番の2件でございます。

第3番、中萩町上原、田2筆、畑1筆、面積計1,726㎡、相続人は新居浜市上原在住の6-1さんです。被相続人は御蔵町の6-2さんです。

相続開始年月日は令和元年8月19日、地元委員の伊藤繁次郎委員さんと事務局が該当農地を現地調査して、適正に運営されていることを確認いたしました。

続きまして第4番、松神子長岩町、田3筆、畑1筆、面積計1,224㎡、相続人が新居浜市垣生在住の6-3さんです。被相続人は6-4さんです。

相続開始年月日は平成19年7月28日、地元委員の岩崎委員さん加藤委員さんと事務局が該当農地を現地調査して、適正に運営されていることを確認いたしましたのでご報告いたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

引き続き17ページをご覧ください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についての参考事項ですのでお目通しを願います。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議はすべて終了いたしました。

よってこれをもちまして暫時休憩といたします。

なお、14時00分から総会を再開いたします。

～休憩～

【藤田会長】

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより農政関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号は決議事項が1件となっております。

まず1ページをご覧ください。

議案第1号「新居浜市農業委員会農地等の利用の最適化推進に関する指針について」を議題に供します。

事務局から議案の説明を願います。

【藤田次長】

農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、説明させていただきます。農政関係資料をご覧ください。

指針案と、参考資料として、3月に決定した「令和5年度最適化活動の目標の設定等」です。

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」は、法改正等を踏まえ、農業会議が農林水産省と調整をして修正した参考例を基に修正することとなりました。内容について、先月5月8日の役員会で説明しご意見をいただき、案を作成いたしました。

2ページをご覧ください。

まず、第1の基本的な考え方ですが、遊休農地の発生防止・解消に務め、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」に基づき中間管理事業を活用した利用調整

の取組の必要性を示しています。

そして、「農地等の利用の最適化の推進」を一体的に進めるため、この指針は、「愛媛県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」及び「新居浜市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を踏まえた農業委員会の長期的な目標として、10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行い、単年度の具体的な活動は、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとします。

続いて、3ページをご覧ください。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法です。

1. 遊休農地の発生防止・解消について、表(1) 遊休農地の解消目標は、管内の農地面積・遊休農地面積・遊休農地の割合の、現状と3年後・10年後の目標値を示しております。

現状は、参考資料「令和5年度最適化活動の目標の設定等」の管内の農地面積・遊休農地面積から遊休農地の割合を9.1%と算定しました。3年後の令和8年、10年後の令和15年の目標値については、過去5年の管内農地面積増減の平均値より推定値とし、遊休農地の新規発生を防止し解消を目指し、現状の遊休農地の割合9.1%を下回することを目標とします。

次に(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法として、①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について、現場活動は利用状況調査の時期にかかわらず、日常的に実施することを示しています。

4ページをご覧ください。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法として、進捗状況は、遊休農地の割合により評価し、単年度の評価については、「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」とすることを、加えております。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について、表(1) 担い手への農地利用集積目標には、管内の農地面積・集積面積・集積率の、現状と3年後・10年後の目標値を示しております。

現状は、参考資料「令和5年度最適化活動の目標の設定等」の農地の集積の、管内の農地面積・集積面積・集積率です。3年後、10年後については、遊休農地の解消目標と同様、管内の農地面積は過去5年の増減の平均値より推定値とし、集積率は、参考資料「令和5年度最適化活動の目標の設定等」の1年ごとの目標集積率1.2%により、3年後は17.3%、10年後は25.7%とし、集積面積を算定しました。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法の、①の“「人・農地プラン」の実質化に向けて”を“「地域計画」の作成・見直しについて”と改めます。

5ページをご覧ください。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法として、担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価し、単年度の評価については「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとしております。

次に、3. 新規参入の促進について、表の(1) 新規参入の促進目標には、新規参入者数及び取得面積の現状と3年後・10年後の目標値を示しております。

現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮しながら、農業委員会の区域内で必要な経営体数を試算することとしますが、参考資料「令和5年度最適化活動の目標の設定等」の新規参入の促進の現状と課題により、現状は、4年度の値0経営体で0ha、目標値については、過去5年の状況より、3年後は2経営体で2.1ha、10年後は3経営体で3.15haとしております。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法は、②新規就農相談会等への参加について、農業委員と推進委員が相談会へ参加することで新規就農希望者の情報収集に努める等を示しております。

6ページをご覧ください。

(3) 新規参入の促進の評価方法として、進捗状況は、新規参入者数により評価し、単年度の評価については、「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の

公表」とすることを、加えております。

最後に、第3「地域計画」の目標を達成するための役割として、市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、農業委員会の役割を示しております。

ご意見・ご質問等がありましたらお伺いし、修正等が無ければ今回の総会で、修正等があれば修正後次回の総会で、決定頂ければと考えております。

【藤田会長】

ありがとうございました。

議案第1号について質疑に入ります。

はい、加藤委員。

【加藤委員】

管内の農地面積が、現状と3年後、令和15年度と、だんだん減っているけど、どれぐらいの割合で減る傾向で計算されているのですか。

【藤田次長】

はい。

管内の農地面積については、参考資料の活動目標に示している数字の5年間の平均により、毎年マイナス14.2haになります。3年後はマイナス42.6ha、10年後はマイナス142haとなっております。

【加藤委員】

担い手は、遊休農地も含めて集積に入れるのですか。

【藤田次長】

そうですね。

元になる参考の国が示しているものが、管内の農地面積とこの遊休農地を足したものから、遊休農地と比べた割合を出すようになっておりますので、そうすると9.1%になるので、せめてこれを増やさないようということで、その面積と9.1%ってところを入れまして遊休農地の数字も出しています。

【加藤委員】

わかりました。ありがとうございます。

【藤田会長】

どんどん担い手が減っていくという中で、目標設定等うまくいけばいいのですが、現状はなかなか厳しい。そうと言って、目標をあまり下げる訳にもいけませんので、我々含め関係者が働きかけをして、数字を上げていけるように努力をしていかなければいけません。

現状で目標設定して数値で示しておりますが、3年先、10年先の社会情勢によって増えた

り減ったりすると思いますので、なかなか見通しを立てにくいというのが現状だとは思いますが、みなさん現場にいるので、非常に厳しい数字だと思われるかもしれませんが、事務局と役員会でいろいろ考えた案ですので、ご理解を頂きたいと思います。
他にご意見ございませんか。

《なしの声あり》

ないようですので原案の通り決定してよろしいでしょうか。

《異議なしの声あり》

ご異議なしと認めます。

よって議案第1号「新居浜市農業委員会農地等の利用の最適化推進に関する指針について」を、原案の通り決定させていただきます。

以上をもちまして、第37回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

【原事務局長】

ご起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員